

大宮駅エキナカ店舗プロモーション業務委託 仕様書（案）

1 業務名：大宮駅エキナカ店舗プロモーション業務

2 業務目的

大宮駅構内およびその周辺において、「埼玉県産品」を取り扱う店舗情報を収集・整理し、特設ランディングページ（以下、「LP」という）および駅構内サイネージ等で発信することにより、県内外の来訪者への認知度を高める。

3 業務期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）までとする。

4 業務内容

（1）県産品取扱店舗情報の収集・整理

ア 大宮駅構内及びそごう大宮店、埼玉県物産館「そぴあ」において、埼玉県産品を主要商品の一つとして、恒常的に取り扱う小売店舗の情報を収集、整理し、毎月情報を更新することとする。

イ 「埼玉県産品」とは下記のいずれかに該当する商品とする。

（ア）埼玉県内に本社を置く事業者が製造した商品

（イ）埼玉県内の工場等製造場所にて製造された商品

（ウ）埼玉県産の原材料を主原料として製造された商品

（エ）埼玉県内の地名が商品名についている等、埼玉県を想起させる商品

（オ）その他、特に委託者が認めた商品

（2）情報発信用 LP の構築

ア 上記の店舗情報を協会が運営する WEB サイト「ちょこたび埼玉」

（<https://chocotabi-saitama.jp/>）に掲載する LP を制作すること。

イ 上記 LP の公開日は令和7年10月15日（水）までとする。また（1）アの更新に合わせて LP も随時更新することとする。

ウ LP には下記の内容を含むこととする。

（ア）契約期間内を通して、上記店舗の情報。

- エ モバイルファーストかつ視認性・操作性に配慮した構成とすること。
- オ 制作ページは2ページ以上とすること。
- カ サイト内で使用する写真・文章は受託者にて取材・制作すること。内容・構成は公開1か月前までに協会へ提案し、了承を得るものとする。
- キ LPのバナーを制作すること。なお、受託者は必要に応じてバナーのサイズ調整を行うこと。
- ク LPについてWEBサイト「ちょこたび埼玉」に掲載するための必要な対応を行うこと。なお、LPのデータを格納するサーバは「ちょこたび埼玉」(<https://chocotabi-saitama.jp/>) 内とし、サーバへのアップロード作業は本業務に含めないものとする。
- ケ LPのデータは上記イに示した開始日の前日までに必ず納品すること。また、事前にテスト環境で動作確認を行ったうえで納品すること。
- コ LPの制作にあたっては、仕様や規格等について、協会が運営するWEBサイト「ちょこたび埼玉」(<https://chocotabi-saitama.jp/>) の保守・運用を受託する事業者と連携して制作を行い、委託期間終了後も協会等が適宜修正できるものとする。
- サ LPの納品後、契約期間内に修正の必要が生じた場合、適宜対応し、修正後のデータを協会へ再納品すること。

(3) 駅構内での情報発信

- ア 大宮駅構内のデジタルサイネージまたは掲示物等を活用し、上記LPと連動した情報発信を行うこと。
- イ サイネージのコンテンツ又は駅掲示物の制作は、受託者が行うこと。
- ウ 上記イのコンテンツ又は掲示物には、上記(1)で収集した店舗情報を掲載することとする
- エ 関係機関及び店舗との調整は委託者と協力して行う。
- オ 情報発信のスケジュールは契約締結後1か月以内に委託者へ提示すること。表示内容、媒体等については委託者と協議の上決定する。

5 県事業との連携

埼玉県が実施する「埼玉県産品展示・販売コーナー運營業務」と連携し、同コーナーに特化したプロモーションを実施すること。なお4(3)で実施する情報発信とは別に実施するものとする。

(1) 時期・回数

- ア 10月～12月・1回

イ 1月～2月・1回

(2) 実施内容

同コーナー店舗周辺におけるサイネージまたは掲示物を活用した情報発信（同コーナーの店舗内を含む）を行い、駅構内利用者における同コーナーの認知度を上げる。

6 成果報告・提出物

(1) 実施状況および効果をまとめた報告書を令和8年2月27日（金）までに提出すること。

(2) 提出物：

ア事業実施報告書（紙2部＋電子データ）

イLPに関する全データ（HTML、画像、動画、設計書、成果物等一式）

ウ実施した仕掛けに関する記録・結果資料（成果検証含む）

7 主なKPI

(1) LP 及び大宮駅構内における情報発信の、それぞれの媒体接触者数。

(2) 当該事業による駅利用者の当該店舗認知度。

8 留意事項

本事業において取得した写真・動画に関する権利の帰属等

(1) 受託者は本業務実施において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。必要な第三者の著作権、肖像権については、事前に承諾を得ること。

(2) 成果物については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

(3) 制作過程で生じる権利関係、著作権等の処理は、事業者の責任及び費用で行うこと。

(4) 投稿に使用した写真、イラスト、デザインの著作権は、他事業者から借り受けたものを除き、すべて発注者に帰属するものとする。埼玉県観光物産の広報宣伝等で有効に活用できると判断した場合、他の媒体でも使用できるものとする（広告を除く）。ただし、受託者が所有する写真、イラスト等を発注者が成果物以外に使用する際には、受託者と協議・承諾等を要するものとする。

9 委託業務実施にあたっての留意事項

- (1) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に順守すること。
- (2) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。
- (5) 受託者は本業務実施において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。必要な第三者の著作権、肖像権については、事前に承諾を得ること。
- (6) 受託事業終了後に委託契約額を確定した結果、受託者に本事業により発生した収入があり、得られた収入から委託金額を上回る事業費を差し引いてもなお受託者に収入がある場合、当該収入は発注者に返還するものとする。
- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により協会に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (8) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (9) 発注者が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく発注者と協議を行うものとする。
- (10) 本仕様書に定めるものの他、受託者の企画提案内容についても、適切に履行すること。